

第7期高知県障害福祉計画・ 第3期高知県障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

高 知 県

は じ め に



高知県では、日本一の健康長寿県構想を策定し、県民の誰もが、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる高知県を目指し、様々な取り組みを進めております。

また、障害のある方に必要な福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していくため、「障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、障害のある方の福祉サービスの確保・充実に向けて取り組んでまいりました。その結果、サービス提供の基盤となる事業所の整備が着実に進んできておりますとともに、サービスを利用される方々も増加してきているところです。

近年、改正障害者差別解消法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法など、障害者権利条約の理念を踏まえた法整備や共生社会の実現に向けた取り組みが進んできております。さらに、本県においては、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定し、本年4月から施行することにより障害を理由とする差別の解消を一層推進することとしています。

今回策定をいたしました第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画におきましては、こうした状況を踏まえ、「身近な地域におけるサービスの確保」「個々の状況や希望に応じたサービスの推進体制の整備」「障害児支援の提供体制の確保」を基本的な考えとして、これまで行ってきた取り組みをさらに推進していくこととしております。特に、支援が行き届きにくいとされていた強度行動障害のある人や医療的ケアを必要とする重度障害のある人のニーズを踏まえた支援体制、障害のある子どもと家族への切れ目のない一貫した支援の提供体制の整備などに重点的に取り組んでまいります。併せて、相談支援体制の充実や地域生活支援拠点の整備など、地域での生活支援体制の一層の推進を図るとともに、障害福祉サービスに従事する人材の確保をはじめとする取り組みにつきましても、これまで以上に強化してまいります。

今後とも、障害のある方が希望する場所で、必要な福祉サービスを利用しながら安心して暮らし続けられますよう、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」の実現に向けまして、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さまのご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました「高知県障害者施策推進協議会」の委員の皆さまをはじめ、関係者の方々に対しまして、心よりお礼を申し上げます。

令和6年3月

高知県知事 瀨田 省司

～ 目 次 ～

I 計画の趣旨等

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ等	2
3	計画が目指す方向	3
4	計画策定にあたっての考え方	4
5	区域の設定	5

II 障害のある人の動向

1	高知県の人口の推移	6
2	各種手帳の交付状況等	7
3	精神科病院入院患者数等	13
4	難病患者の動向	14
5	障害のある人の就労状況等	15

III 在宅生活等への移行や就労支援等の目標

1	福祉施設の入所者の在宅生活等への移行	17
2	精神科病院から地域生活への移行	19
3	地域生活支援の充実	25
4	福祉施設から一般就労への移行等	28
5	相談支援体制の充実・強化	30
6	障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る 体制の構築	31

IV 障害福祉サービス等の円滑な推進

1	福祉サービス等の利用状況とサービス基盤の整備状況	32
2	障害福祉サービス等の見込量	50
3	必要な見込量の確保等の方策	72
4	地域生活支援事業	74
5	指定障害者支援施設の必要入所定員総数	81
6	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は 資質の向上のために講ずる措置	82
7	その他、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	86

V 障害のある子どもへの支援

1 基本的な視点	90
2 障害のある子どもの動向	91
3 障害児支援の提供体制の整備等の目標	100
4 障害児施設等の利用状況	105
5 障害児通所支援・障害児入所支援の見込量	110
6 必要な見込量の確保策等	116

VI 圏域ごとのサービス基盤整備計画

安芸圏域	121
中央東圏域	131
中央西圏域	141
高幡圏域	151
幡多圏域	161